

暫定税率等の適用期限の延長等

令和5年11月30日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1	暫定税率の取扱い
---	----------

1. 経緯

基本税率が、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であるのに対して、暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性について常に見直していくものとされている。こうした観点から、暫定税率の適用期間を1年とし、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

現在、令和6年3月31日に適用期限が到来する、これら412品目に係る暫定税率について、その後の取扱いを検討する必要がある。

2. 検討

適用期限の到来する暫定税率に関する検討に際しては、下記の点に留意する必要がある。

(1) 延長の適否

イ. 生産者及び消費者等との間の利益調整に及ぼす影響について

関税率には、産業保護を求める国内の生産者と安価な輸入品の供給を求める消費者・需要者の間の利益調整を考慮して設定される面があり、暫定税率によって基本税率等の水準を下回る関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関税率が引き上がることから、生産者及び消費者等に与える影響に留意する必要がある。

たとえば、ウルグアイ・ラウンド合意以前に関税割当制度を導入した品目については、一定の輸入数量を超える輸入に対して基本税率等を適用し国内生産者の保護に必要な水準を維持する一方で、一定の輸入数量までは基本税率等を下回る水準の暫定税率を適用し消費者等への安価な輸入品の供給を確保しており、仮に暫定税率を廃止する場合、生産者及び消費者等との間の利益調整に影響を及ぼすこととなる。

ロ. 国際交渉との関係について

ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税割当品目及び国家貿易品目については、一定の輸入数量まで無税又は低税率での市場アクセス機会を提供するとの国際約束を踏まえて、暫定税率を設定している点に留意する必要がある。

こうした品目について、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

ハ. 調整金等との関係について

関税と調整金等を合わせた水準を国際的に譲許している品目については、国内の生産者支援に係る財源である調整金等を徴収するため、暫定税率によって協定税率を下回る水準の関税率を設定しており、国内生産の状況等を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

ニ. 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響について

ウルグアイ・ラウンド合意等における関係国との協議結果に基づき、暫定税率によって協定税率等を下回る水準の関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関係国と改めて協議する必要がある。

ホ. 産業政策上の必要性、国際市況について

産業政策上の要請や豊凶を受けた価格変動等に対応するために暫定税率が設定されている品目については、その時々的情勢や国際市況を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

(2) 適用期限の設定、暫定税率の廃止及び基本税率への移行の適否

暫定税率の適用期限を延長する場合、また、長年にわたって暫定税率が

設定され、それが定着している状況に鑑み、暫定税率の廃止及び基本税率への移行を検討する場合には、従来、その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて常に見直しを行うべきとの理由から、適用期間を1年として暫定税率を設定してきた点に留意する必要がある。

たとえば、関税割当制度は、無税又は低税率が適用される輸入数量を限定する国境措置であることから、過去の関税率審議会等において、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害が生じないよう常に見直しを行い、一般の税率形態への移行の可能性を検討すべきと位置付けられており、同制度の対象品目について、これまで適用期間を1年として暫定税率を設定してきている。

3. ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋の暫定税率の撤廃

(1) 経緯及び現行の関税率

ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（以下「PVC手袋」という。）は、医療等の現場において、感染症対策や清掃、汚物処理等のような衛生確保が必要な場合に幅広く使用されている。

PVC手袋は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的な需給逼迫を受け調達価格が高騰していたことから、価格高騰に伴う関税負担の軽減を図るため、令和3年度から関税を無税とする暫定税率を設定し、以降、暫定無税を延長している。

(2) 物資所管省の意向

今般、PVC手袋の物資所管省庁である経済産業省及び共同要望元である厚生労働省から、①PVC手袋の需給逼迫は解消しており、医療等の現場へ安定的に供給されている状況であり、直近で需給逼迫の可能性は予見しがたいこと、②PVC手袋の調達価格は新型コロナウイルス感染症の発生前と概ね同水準まで低下していることから、令和6年度関税改正においては暫定税率（無税）の延長要望を提出しない旨の意向が示された。

(3) 検討

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うPVC手袋の需給逼迫は解消し、調達価格も新型コロナウイルス感染症の発生前と同水準（注）とな

っていることから、価格高騰に伴う関税負担の軽減を図るために設定した暫定税率（無税）を撤廃しても、特段の支障はない。

また、国内にPVC手袋を常時生産する者はいない一方、用途の一部が重複し競合関係にあるポリエチレン手袋については、国内産業保護のため関税有税（協定税率：4.8%）となっているところ、PVC手袋の需給逼迫が解消した状況においてPVC手袋の暫定無税を維持することは、ポリエチレン手袋の国内生産に影響を及ぼす可能性がある。

以上を踏まえると、PVC手袋については暫定税率を撤廃することが適当であると考えられる。

（注）PVC手袋の調達価格は、新型コロナウイルス感染症発生前は1双当たり3円前後であったが、令和2年春以降急騰し、一時12円台で推移。その後は低下し、令和5年においては3円台で推移。（令和2年12月までは経済産業省による事業者へのヒアリング、令和3年1月以降は財務省貿易統計に基づく。）

4. 改正の方向性

以上の考え方を踏まえ、PVC手袋（1品目）については、暫定税率を撤廃することが適当ではないか。

また、上記品目を除く、411品目の暫定税率について、適用期限を1年延長することが適当ではないか。

2 特別緊急関税制度の取扱い

1. 経緯

特別緊急関税制度（Special Safeguard：SSG）とは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置に伴う輸入急増時等の安全弁として、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、それぞれ関税率の引上げを行うものである。

SSGについては、適用期間を1年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

令和6年3月31日にSSGの適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

2. 検討

SSGは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償に、農産品の輸入急増時等の安全弁として設けられた制度であることから、国際交渉の状況等を踏まえて検討を行う必要がある。

SSGに係る品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、本制度についても適用期間を1年延長することが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

SSGについて、適用期間を1年延長することが適当ではないか。

3

加糖調製品に係る関税の取扱い

1. 経緯

加糖調製品については、国産の砂糖に対して価格優位性を有しているところ、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）において関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に影響が生じることが懸念されたことから、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、CPTPP発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加された。加糖調製品に係る調整金により、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として価格差が存在している状況にある。

このような状況の中、農林水産省から、加糖調製品に係る調整金収入の拡大を可能にし、加糖調製品と国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和6年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえた、暫定税率の引下げを求める改正要望が提出されたところである。

2. 検討

加糖調製品に係る調整金を拡大する必要性の有無については、糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていることを踏まえつつ、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等を基に検討する必要がある。

上記を踏まえ、加糖調製品と国産の砂糖に価格差は足元で縮小しているが、依然として価格差が認められること、加糖調製品全体の輸入量は減少しているが、CPTPPの枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に伴い、一部のCPTPP加盟国からの輸入量は増加しており、今後再び加糖調製品の輸入量が増加傾向に転じる可能性も否定できないこと、甘味資源作物の生産費削減を

含む国内産糖に係る競争力強化等に努めていること、暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により、国産の砂糖の価格が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち5品目（※令和5年度改正までは6品目を対象としていたところ、令和5年度においてCPTPP税率の段階的引下げが終了した品目があるため、対象品目が減少。）について、令和6年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当であると考えられる。

なお、令和6年度以降については、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果、食料の安定的な供給等における位置づけを踏まえた砂糖及び加糖調製品の今後の在り方及びその実現に向けた具体的取組の進捗等について、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に検証及び報告を求める必要があると考えられる。

3. 改正の方向性

加糖調製品のうち5品目について、令和6年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当ではないか。

4 給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の取扱い

1. 経緯

現行制度において、幼稚園、小学校、中学校等の学校及び児童福祉施設等にて児童、生徒の給食に用いられる脱脂粉乳については、一定の範囲内で関税が無税となる関税軽減措置が講じられている。関税の軽減措置の対象となる児童福祉施設等は関税率法施行令第 65 条にて定められており、給食の提供が想定されない施設は軽減措置の対象から除かれている。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、令和 6 年 4 月から児童福祉法上の児童福祉施設として里親支援センターが新設されるが、給食の提供が想定されないことから、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象から除くよう、こども家庭庁から要望がなされている。

2. 検討

給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置は、発育途上にある児童、生徒の心身の健全な発展等を図ることを目的としている。これまで、児童福祉法に規定する児童福祉施設のなかでも給食の提供が想定されない施設は、制度の趣旨に鑑み、関税軽減措置の対象から除かれている。里親支援センターについても給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象から除くことが適当と考えられる。

3. 改正の方向性

里親支援センターについて、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象から除くことが適当ではないか。